

一関市監査委員告示第 22 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 19 日

一関市監査委員 小 川 四 郎
一関市監査委員 佐 藤 重
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

- 1 定期監査の結果の報告 令和 2 年 9 月 30 日付け監第 06013 号
- 2 対象部署及び事項 上下水道部総務管理課に係る【注意事項】
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり

公総第 07009 号
令和 2 年 10 月 14 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様
一関市監査委員 佐 藤 重 様
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 9 月 30 日付け監第 06015 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

記

上下水道部総務管理課定期監査

（令和 2 年 7 月 29 日実施）

監査の結果	措置状況等 (措置の状況を具体的に記載のこと)
<p>【注意事項】 行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p>	<p>(1) 改善・是正の状況 再発防止に努める。</p> <p>(2) 事の原因 使用料の算定にあたり認識の誤りがあり、行政財産目的外使用許可等処理基準「月割又は日割計算の算定方法」の適用において、過少な月数で算定した額を使用料としていたもの。（過少となった額 200 円） 【正】 4/19～3/31→11 カ月と 11 日 →12 カ月 【誤】 4/19～3/31→11 カ月と 11 日 →11 カ月</p> <p>(3)今後の再発防止策の内容 使用許可文書作成にあたり、文書フォルダに行政財産目的外使用許可等処理基準を添付し使用料算定の都度、確認することとする。</p>